

固定資産税の償却資産

■償却資産とは

償却資産とは、会社や個人で工場や商店、アパートなどを経営している方が、その事業のために用いることができる土地・家屋以外の資産で、その減価償却額又は減価償却費が、法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金または必要な経費に算入されるものをいいます。

※ただし、自動車税の課税客体である自動車、ならびに軽自動車の課税客体である原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車および二輪の小型自動車は除きます。

これらの償却資産を市内に所有されている方は、毎年1月1日現在所有している償却資産の内容（資産の種類、取得価額、取得年月、耐用年数など）を1月31日までに申告していただくことになっています。

■対象となる償却資産の種類と具体例

1. 構築物

- ①構築物：門、塀、構内舗装（駐車場の舗装路面も含む）、屋外排水溝、広告塔、その他土地に定着した設備
- ②建物附属設備：建築設備のうち償却資産として扱うもの（受変電設備、屋外給排水設備、衛生設備、消火設備、厨房設備、店舗内装設備等）

2. 機械及び装置

工作機械、印刷機械、食料品製造加工設備、繊維工業用設備、搬送設備、土木建設機械（パワーショベル等）、その他各種産業用機械及び装置

3. 船舶

釣り船、漁船、客船、モーターボート等

4. 航空機

飛行機、ヘリコプター等

5. 車両及び運搬具

フォークリフト等の大型特殊自動車（0及び00～09、000～099、9及び90～99、900～999ナンバー）、その他運搬車

※自動車税、軽自動車税の課税対象となるものを除く。

6. 工具・器具及び備品

机、イス、自動販売機、冷暖房器具、コピー機、冷蔵庫、パソコン、陳列ケース

医療機器、音響機器、理容または美容機器、娯楽用器具等

■対象とならない償却資産

- ・自動車税、軽自動車税の課税対象となるもの
- ・無形固定資産（特許権、営業権等）
- ・耐用年数が1年未満の資産
- ・取得価額が10万円未満の資産で、その資産の取得に要した経費の全部が、法人税法または所得税法の規定による所得の計算上一時に損金または必要な経費に算入されるもの
- ・取得価額が20万円未満の資産で、法人税法または所得税法の規定による所得の計算上一括して3年間で損金または必要な経費に算入されるもの

■償却資産の評価について

償却資産の評価は、償却資産の取得年月、取得価額および耐用年数に基づき、申告していただいた資産について一品ごとに賦課期日（1月1日）現在の評価額（課税標準額）を算出します。

1. 前年中に取得された償却資産の場合
$$\text{評価額} = \text{取得価額} \times (1 - \text{減価率} \div 2)$$
2. 前年前に取得された償却資産の場合
$$\text{評価額} = \text{前年度の評価額} \times (1 - \text{減価率})$$

※評価額が取得価額の5%を下回った場合は、取得価額の5%が評価額となります。
※課税標準額の合計が150万円未満の場合は、固定資産税は課税されませんが、申告が必要です。